

地域でともに考え支え合う

持続可能な移動に向けて

地域の支え合いによる交通（共助型交通）実践ヒント集

地域の支え合い交通（自家用有償旅客運送） 関連サイト

- 公共交通トリセツ「自家用有償運送って何ですか？」
<https://text.odekake.co.jp/20200815-01/>
- 「地域に合った移動の仕組みづくり」プロジェクト（トヨタ・モビリティ基金）
https://toyotamobilityfoundation.jp/activity/local_mobility_support/min_mobi.html
- 自家用有償旅客運送について（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html
- 自家用有償旅客運送ハンドブック
<https://www.mlit.go.jp/common/001374819.pdf>
- 自家用有償旅客運送事例集（令和2年11月改定 国土交通省自動車局旅客課）
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338160.pdf>
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338161.pdf>
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338162.pdf>
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338163.pdf>
- 地域生活交通の確保に向けた取組事例集（令和4年3月 島根県）
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/tiikihoukatucare/houkatsu_seikatsushien.data/220801jirei.pdf?site=sp
- 地域で始める移動支援手順書（令和4年3月 宮崎県）
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/73126_20221205164618-1.pdf
- 新たな移動手段導入の手引き（令和3年10月 群馬県）
<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/18790.pdf>
- 中山間地域における移動手段確保対策の手引き（令和2年3月 高知県）
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070301/files/2020040700294/hyoushi_1syoushi.pdf
- 地域交通の把握に関するマニュアル（令和2年12月 国土交通省自動車局旅客課）
<https://www.mlit.go.jp/common/001380854.pdf>





ふくいの支え合い交通一覧

はじめに

運転免許やマイカーを持たない人、家族やご近所の方による送迎に頼ることができない人など、身近なところに行き先や通院といった日常の「お出かけ」に困っている人がいます。

最近では「デマンド交通」という、利用者のニーズに合わせて時間や行き先を自由に選択できる便利な移動手段が全国的に見られるようになってきました。その多くは市や町村といった自治体が主体となって運行していますが、同じ自治体の中でもさまざまな地域・地区の特性があることから、住民が求める移動の量や質は必ずしも同じではありません。地域・地区またそこに住む人々の暮らしぶりをできるだけよく理解して、そこに見合った移動サービスを独自に考えていくことがとても大切です。

ただ自前の地域・地区であらたな移動サービスをゼロから構想し、計画し、実行していくことは、なかなか難しいことも事実です。しかし何か参考になりそうな事例、またきっかけやそのやり方などを少しでもつかむことができれば、自分たちで考え前に進めてみようといった気持ちになれるのではと思います。しかもその事例がみなさんにとって身近な地域で行われているものであればなおさらです。

そこで令和4年3月には、まずはこれらに応えるための事例集「交通空白地における支え合い 地域でともに考え支え合う持続可能な移動に向けて 一地域の支え合いによる交通（共助型交通）事例集」を発行し、福井県内の6事例についてその概要を紹介しました。

そして今回は、それぞれの地域・地区に合った形のお出かけ（移動の仕組み）を考えるための手順（プロセス）に着目し、すで実践している方々がどのように活動をスタートさせ、またどのような経緯をたどって現在の活動に至ったのか、関係者のこれまでの講演内容や提供資料、また交流会での意見交換の内容をもとに整理しました。いずれの事例も地域・地区の移動（お出かけ）に関する困りごとに関係者がそれぞれの立場からしっかりと向き合い、協働でともに取り組んでいこうとする姿勢があります。このような「共助」に支えられた「お出かけ」を支える地域活動は社会的にみても今後ますます期待されます。

まずは肩肘張らずに少しでも楽な気持ちで考え、仲間に声を掛け合いながら取り組みが始められるためのヒントが提供できれば幸いです。

令和5年3月

① 福井市高須町 自治会輸送活動

- A 実施主体 高須町自治会輸送活動運営協議会
- B 自治体 福井市
- C 交通事業者 ー
- D 住民 高須町自治会員



⑤ 吉田郡永平寺町 近助タクシー

- A 実施主体 志比北振興連絡協議会
- B 自治体 永平寺町
- C 交通事業者 ー
- D 住民 志比北地区・鳴鹿山鹿地区



② 三方上中郡若狭町 「明倫買い物クラブ」&「みそみ買い物メイト」

- A 実施主体 明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト
- B 自治体 若狭町
- C 交通事業者 ー
- D 住民 三十三地区・明倫地区



③ 今立郡池田町 町民協働バス「のってこ」

- A 実施主体 池田町
- B 自治体 池田町
- C 交通事業者 ー
- D 住民 全町民



④ 大飯郡高浜町 内浦ぐるりんバス（ぐるりん号・ささと買い物号）

- A 実施主体 (一社)内浦ぐるりん倶楽部
- B 自治体 高浜町
- C 交通事業者 ー
- D 住民 内浦地区



⑥ 鯖江市河和田地区 ちょいボラ交通

- A 実施主体 (一社)地域公共交通鯖江
- B 自治体 鯖江市
- C 交通事業者 ー
- D 住民 河和田地区





道路運送法による運送形態の分類

まずは道路運送法の許可を受けたバスやタクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。ただし、これらによる輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」の活用が考えられます。なお、これらに抛らず、「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。



自家用有償旅客運送制度の登録要件

- ① **バス、タクシーによることが困難**、かつ、
- ② **地域における必要な輸送**であることについて、**地域の関係者^{*}の協議が調う**
*地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合
- ③ **必要な安全体制の確保**

	法律上の呼び方	条件					代表的な運行形態		
		実施主体		ナンバー	運転免許 ¹⁾	運送対象		運送料	
		運営主体	運行主体						
通常の有償運送	バスやタクシー	一般乗合旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者、市町村、地域組織など	緑	2種免許	不特定	有償 (原価+利益)	路線定期運行 路線バス（民営・公営）事業者を実施主体として運行 コミュニティバス 市町村等が企画運営しバス会社に運行委託	
		一般貸切旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者など					路線不定期運行・区域運行 乗合タクシー 小型車両による乗合運行、デマンド交通など	
		一般乗用旅客自動車運送事業	バス・タクシー事業者など					観光バス等の貸切バス	
	特定旅客自動車運送事業		バス・タクシー事業者など	限定 (社員等)	タクシー	スクールバス、企業の送迎バス、施設の送迎バス 同じ目的地に行く一定の範囲の人だけを乗せる			
特例での有償運送	公共交通の不便地 ^{*1} を対象	交通空白地有償運送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可 (要認定講習)	不特定 ^{*2}	有償 ^{*3}	白ナンバーのコミュニティバス・乗合ワゴン・個別輸送 市町村が直接実施または事業者・団体に運行委託 → 地域公共交通会議で関係者間の協議と合意
			NPO等	NPO等	白				NPO等による住民の送迎サービス 相乗り・個別輸送、路線・路線無しなど様々 → 運営協議会で関係者間の協議と合意
	要介護者など移動困難者が対象	福祉有償運送	市町村	市町村、バス・タクシー事業者、NPO等も可	白	1種免許でも可 (要認定講習)	限定 (要介護者等)	有償 ^{*3}	自治体による障がい者や要介護者の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し相乗りも可、社会福祉協議会への委託が多い
			NPO等	NPO等	白				NPO等による障がい者や高齢者等の送迎サービス 福祉車両や一般車両を使用し、基本は個別輸送 → 運営協議会で関係者間の協議と合意

※1 公共交通の空白地や運行されない時間帯などを指す。地域公共交通会議 / 運営協議会の場で、個別に必要性を判断。 ※2 地域公共交通会議 / 運営協議会の場で、対象者を限定することも可能。 ※3 営利とは認められない範囲であること。従前の目安であった「タクシー運賃の概ね2分の1の範囲内」の指針は、2020年11月の制度改正で撤廃。

1) 1種免許は日本の公道で自動車及び原動機付自転車を運転するために必要な免許
2種免許は旅客を運送する目的で旅客自動車を運転するために必要な免許

(出典) みんなで作る地域に合った移動の仕組みパンフレット https://chimobi-toyota-mf.jp/support/pdf/guidebook_a3.pdf を一部抜粋し追記している。



地域の支え合いによる交通を検討するためのプロセス

ここでは、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金発行の『地域で考える「移動の仕組み 8STEP-START BOOK-」』で示されているステップアップの考え方にに基づき、福井県内の実践事例をもとに各ステップの行動例を整理します。



地域で考える「移動の仕組み 8STEP - START BOOK -」
一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金 2022.9 発行



ダウンロードはこちらからお願いします。

<https://chimobi-toyota-mf.jp/support/#support-start-book-id>

『地域で考える「移動の仕組み 8STEP-START BOOK-」』では、地域で移動に関わる取り組みを行う際のプロセスを、8つのSTEPに分けています。

下準備

リサーチ

設計と組み立て

実施後の評価

STEP 1 現状を把握し、方向性を描く

住民の声から状況を把握し、自分たちがどう関わるべきかを考えましょう。

STEP 2 「移動手段」には何があるかを確認

利用者の特性に応じて、さまざまな移動手段の種類があることを知りましょう。

STEP 3 合意を得るための土台づくり

住民が自分事として捉えられるよう、参画の土台づくりを考えてみましょう。

STEP 4 困っている人の量と質の把握

どのくらいの人が何を望んでいるかを調査しましょう。

STEP 5 サービスの「あたり」をつける

下準備とリサーチの結果から、地域に合ったサービスのあたりをつけましょう。

STEP 6 具体的なサービスの設計

サービスを提供するにあたり、目標達成のための具体的な内容を決めましょう。

STEP 7 実施体制を構築する

安定したサービス提供のための費用を見積り、どう賄うかを考えましょう。

STEP 8 取り組みの評価と改善

取り組みの成果を評価して、継続するかどうかを決定しましょう。

	下準備		リサーチ		設計と組み立て		実施後の評価
	STEP1 P04	STEP2 P06	STEP3 P10	STEP4 P12	STEP5 P14	STEP6 P16	STEP7 P18
	現状を把握し、方向性を描く	「移動手段」には何があるかを確認	合意を得るための土台づくり	困っている人の量と質の把握	サービスの「あたり」をつける	具体的なサービスの設計	実施体制を構築する
みんなの行動リスト	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く 地域の現状を把握し、方向性を描く

出典：『地域で考える「移動の仕組み 8STEP - START BOOK -』』 p.4-5



STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

STEP6

STEP7

STEP8

STEP1 下準備 その1

現状を把握し、方向性を描く

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 住民が抱える移動に関する不満や困りごとを知る

- 福 運転免許や車を持たない高齢者、また免許返納者が自分だけでは買い物や病院に出掛けられない
- 若 親の買い物送迎の際に近所の人も誘って乗せてあげている
- 若 高齢者から交通が不便で買い物や病院に行きづらいといった声がある
- 若 バイクの運転では雪や雨の日の外出は危険。また大きな荷物は運べない
- 池 既存の路線バス廃止によって、町外への通学や通勤、通院の選択肢が大幅に狭まってしまう
- 高 地区住民の日常生活圏である隣接の舞鶴市への移動手段が課題
- 永 高齢者にとって既存のコミュニティバスでは自宅から停留所まで行くのが大変
- 鯖 公共交通の手段がコミュニティバスしかなく、タクシー空白地帯でもあるため、鯖江市内でもとくに交通が不便な地域

イ 既存サービスの路線や運行ダイヤを確認し、不便な理由を明確にする

- 福 集落内に既存の交通サービスはなく、また集落のふもとを走る乗り合いタクシーまでは約5キロメートルもあり歩いていくことはできない。また近辺にタクシー事業者もない
- 福 多くの住民が通院している病院からの無料送迎バスはあるものの、曜日固定の週1回のみ
- 福 移動販売車は週1回集落を巡回しており、買い物は一応できる
- 若 現在は町のデマンド交通があるが、当時は定時定路線型で自由度が低かった
- 池 利用者減により既存の路線廃止の危機が直前に迫る
- 高 町内のオンデマンドバスは利用できるものの、バスの基地から離れた地理的特性から予約が取りにくい
- 永 自宅や目的地からバス停留所までが遠い
- 鯖 市のコミュニティバスがあるものの便数が限られており、乗車時間が長く、またタクシーの空白地帯でもある

ウ 目標を立て、取り組むべき課題を明らかにする

- 福 高齢化が進む集落住民の移動の足を集落自身で確保する
- 若 買い物弱者対策に特化する
- 池 廃止予定の路線バスの代替手段を確保する
- 高 舞鶴市内の買い物先、病院に行けるようにする
- 永 自宅から気軽に町内の目的地に行けるようにする
- 鯖 どの層の方がどこに行く為に不便を感じているかを確認して、効率的かつ便利な移動手段を提供する

エ 関わり方のレベルを決める

- 福 運行車両は市から無償貸与で確保し、運行管理とドライバー確保は地元住民でおこない、自治会が資金面でも全面的に協力する
- 若 地区住民が主体となりドライバーを担う
- 池 町が主体となって運行する
- 高 地区が主体となりドライバーの確保や手配、運行管理のすべてを賄う（ただし、実施主体は地区から独立した形で一般社団法人を設立）。法的な手続きや法に則したマニュアル整備等は、行政が後方支援。車両は行政から無償貸与
- 永 地区住民が主体となりドライバーを担う
- 鯖 地区自治会とは独立した形で一般社団法人を立ち上げ、ドライバーは有償で地元の方をお願いする



B 自治体（市町村の担当者） 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 実施主体へ自治体が持っている情報を提供する

- 福 県が創設した「集落輸送活動支援モデル事業」（補助事業）を活用できることを提示（当時）。これを活用し県外で実績のあるボランティア輸送を提案
- 若 福祉の目的で社協が貸し出し用の車両を購入
- 池 地域公共交通会議の中で代替運行に向けた議論の場を設ける
- 高 地域公共交通会議の中で議論の場を設ける
- 永 自家用有償旅客運送の制度を紹介
- 鯖 自家用有償旅客運送の制度を紹介

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 若 三十三地区・明倫地区住民 池 池田町民 高 内浦地区住民 永 志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖 河和田地区住民

ア 移動に関して困っていることを伝える

- 福 住民の感触として一定のニーズがあることは確証が持っていた
- 若 公共交通で行けるエリア・時間が限られており、車でしか買い物に行けない
- 池 バスで高校通学ができなくなることで学校選択に大きな影響が出ることへの不安
- 高 オンデマンドバスの予約が相対的にとりづらい（往復時間分が空白である必要があるため）
- 永 免許返納後の移動が不自由
- 鯖 住民からも移動手段がない為、買い物や通院等で困っているという現状は聞いていた

イ どうなるのが理想かを考え、伝える

- 福 この時点で直接的に移動が困難な住民の意見が出されていたわけではない（この状況が後の住民アンケート実施につながる）
- 若 高齢者が買い物に不自由しないようにする
- 池 高校への通学に便利な時間帯に運行し、町内ではどこでも乗降可能にする
- 高 地区から最寄りの JR 駅を経由して乗り換える方法ではなく、地区から直接舞鶴市に行ける方法がよい
- 高 運転に不安を抱える方、その家族が躊躇なく免許返納を行える環境づくり（高齢の親に対して安全上、免許返納を促したいが、公共交通が空白である中、免許返納を強いることは生活の自由度を大きく低下させることに繋がるので、躊躇してしまう）
- 永 自家用車、タクシーと同じ移動ができるようにする
- 鯖 どのような仕組みになるのか住民に対する説明会を開催

- ☑ 移動にかかわる様々なニーズと困り事を洗い出すことが大事。個人で解決してしまっている場合もあることにも十分気を配る
- ☑ 取り組みのきっかけとなったことを多くの人に伝え、ストーリーとして関心を喚起するよう工夫する



STEP2 下準備 その2

「移動手段」には何があるかを確認

A 実施主体 (その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志)

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア どんな移動手段があるのかを把握する

- 福井市 そもそも公共交通およびタクシーが集落はもとより最寄りにもない
- 福井市 通院のための送迎バスは週1便ある
- 福井市 運転できない人は家族の送迎か近所の人に同乗させてもらうしかない
- 若狭町 社協の貸し出し車両が存在
- 池田町 既存の路線バス廃止後の代替手段は存在しない
- 高浜町 町のオンデマンドバス「赤ふんバス」は運行エリア内
- 永平寺町 町のコミュニティバスが運行。県内の自動車販売会社からの車両の支援が可能
- 鯖江市 市のコミュニティバスが運行

イ 可能な範囲で、地域の交通事業者へ困り事への対応ができるかを聞く

- 福井市 集落のふもとを走る乗り合いタクシーの集落への乗り入れ（延伸）は困難
- 若狭町 地域の交通事業者の協力はなく（車両は町社協が支援）
- 池田町 町内の観光バス事業者にアドバイスをもらう
- 高浜町 高浜交通（タクシー）や京都交通（バス）からアドバイスをもらう
- 永平寺町 県内の自動車販売店から車両の支援を受けることが可能
- 鯖江市 市内のタクシー業者の方に理事になってもらい、配車等のノウハウを確保

ウ 必要があれば、地域公共交通に詳しい専門家を探す

- 福井市 市を通じて大学で地域交通を専門とする研究者を紹介
- 池田町 地域公共交通会議に地域交通を専門とする大学の研究者が参画
- 高浜町 地域公共交通会議に地域交通を専門とする大学の研究者が参画
- 鯖江市 地域公共交通会議で状況報告し意見をもらう

B 自治体 (市町村の担当者) 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 運輸支局などに聞いて、専門家を紹介する

- 福井市 自治体の交通担当部署から大学で地域交通を専門とする研究者に相談
- 永平寺町 まちづくり株式会社が運行管理を担う
- 鯖江市 鯖江市総合交通課担当者と運輸支局とも課題について共有相談の場を設けた

C 交通事業者 (バスやタクシーなどの事業者)

ア 困り事に対して、自社が地域に貢献できそうなことを提案する

- 福井市 近くで運行する交通事業者がないことから、とくに事前の照会無し
- 若狭町 当初から想定していない
- 池田町 町内の観光バス事業者がノウハウを提供
- 高浜町 当初から想定していない
- 永平寺町 当初から想定していない
- 鯖江市 タクシー事業者社長が理事となり運行のノウハウを提供

- ☑ 移動手段の有無だけでなく、かかるコストを補える各種補助制度の有無も重要
- ☑ 交通事業者のみならず、社協や福祉団体が保有する車両やドライバーも貴重な資源





STEP3

STEP4

STEP5

STEP6

STEP7

STEP8



STEP3 下準備 その3

合意を得るための土台づくり

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 実施内容と大まかな実施スケジュールを立てる

- 福 自治会が主体となった輸送活動として運営協議会を立ち上げ、協議開始から約1年で運行を開始
- 若 社協への相談から約1年で運行を開始
- 池 約半年の協議を経て本格運行
- 高 公共交通も含めた地域振興に対するアンケートから開始し、2年程度の行政との意見交換や実務協議を行い、約半年後に本格運行
- 永 無料の定時運行で試行を開始し、約半年後に有償のデマンド型で本格運行
- 鯖 2年程度の準備期間後、無料の試行運行から始め、約半年後に有償運行に移行

イ 取り組みに関係のありそうな人を整理する

- 福 自治会役員が中心となり輸送活動運営協議会を組織し、自治会員にドライバーを募集
- 若 福祉関係者（民生委員、福祉委員、老人家庭指導員）による相談
- 池 町全体のため地域公共交通会議のメンバー
- 高 内浦地区の全住民及び内浦公民館、舞鶴市役所
- 永 地区住民全員
- 鯖 地区内でまちづくり活動を行う団体や個人

ウ 話し合いの機会を設け、関係のありそうな人に参画を依頼する

- 福 住民懇談会、自治会役員の協議、住民アンケートを通じた直接的、間接的な機会を提供する
- 若 自治体内の小中学校区で構成される地域づくり協議会で買い物弱者問題が課題として取り上げられる。地域支え合い検討会議で検討を進め、利用希望者とボランティアドライバーを募集
- 池 地域公共交通会議を開催
- 高 内浦地区区長会・高浜町にて企画。内浦ぐるりん倶楽部を立ち上げ後は、同法人で協議（実質的には立ち上げ前と同メンバー）。地域公共交通会議を開催
- 永 各地区で事業内容の説明会、意見交換会を開催
- 鯖 区長会などの場で事業内容を説明

B 自治体（市町村の担当者） 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 求めに応じて話し合いの場をつくる

- 福 輸送活動運営協議会メンバーとの相談、報告の場をつくる
- 若 地域づくり協議会において相談
- 池 地域公共交通会議を開催
- 高 内浦地区からの人口減少不安の声が高まっていることを受け、地区内で話し合いの場を設ける。地域公共交通会議を開催
- 永 町内の各地区で説明会を開催
- 鯖 地域公共交通会議を開催

C 交通事業者（バスやタクシーなどの事業者）

ア 求めに応じて話し合いに参加し、意見を述べる

- 福 近くで運行する交通事業者がないことから話し合いへの参加は無し
- 池 地域公共交通会議に参画
- 高 地域公共交通会議に参画
- 鯖 地域公共交通会議にて説明

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 若 三十三地区・明倫地区住民 池 池田町民 高 内浦地区住民 永 志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖 河和田地区住民

ア 求めに応じて話し合いに参加し、意見を述べる

- 福 住民懇談会、住民アンケートを通じた直接的、間接的な参加と意見出し
- 若 地域づくり協議会を通じた参加や意見は可能
- 池 住民代表が地域公共交通会議に参画
- 高 住民代表が地域公共交通会議に参画。各区の区長は、一般社団法人の理事となって、住民から意見を吸い上げ、運行に反映
- 永 各地区での事業内容の説明会、意見交換会で意見を述べる
- 鯖 地域団体の集まりに実施主体が参加し意見交換の場を持った

- ☑ どのように話を持ち上げていくかの戦略も重要
- ☑ 金銭面で地域ぐるみで支える場合は、利用者、非利用者を問わず賛同を得ることが求められるため、取り組みを見える化し共助に対する共感を醸成する



STEP4

STEP5

STEP6

STEP7

STEP8



STEP4 リサーチ

困っている人の量と質の把握

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 対象者に近い関係団体と連携する

- 福 自治会役員、各種団体の代表が運営協議会を構成
- 若 主に地域づくり協議会が支援
- 池 住民と意見交換会を実施
- 高 内浦地区区長会と連携
- 永 自治体、各団体と協議
- 鯖 民生委員や老人会の方に制度の説明を行う

イ 統計データや住民アンケート、聞き取り調査から、困り事の「量」と「質」を把握する

- 福 実施主体や自治体との相談を経て、大学研究室が住民アンケートを作成、実施、分析し、住民ヒアリングで補完。運営協議会で情報を共有
- 若 公共交通全般に係る住民アンケートや、デマンドタクシー利用者へのアンケートを実施
- 池 公共交通全般に係る住民アンケートや公共交通を利用している方への聞き取りを実施
- 高 内浦地区区長会において、住民アンケートを実施
- 永 各地区での事業内容の説明会、意見交換会を実施
- 鯖 まちづくり活動を行う住民、大学と協働して戸別訪問の住民ヒアリングを実施

B 自治体（市町村の担当者） 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 実施主体へ自治体が持っている統計データなどの情報を提供する

- 福 自治会が小規模であり、特に行政統計データ無しでもほぼ実態把握が可能
- 若 自治会が小規模であり、自治会内で実態把握が可能
- 池 事業者等から得た情報を住民と共有
- 高 統計データを提供、資料の作成補助
- 鯖 統計データ等の公開情報を提供する

イ 地域の関係者を紹介する

- 福 自治会が小規模であり、特に行政統計データ無しでもほぼ実態把握が可能
- 若 自治会が小規模であり、自治会内で実態把握が可能
- 池 町内の交通事業者を含めた会議を開催
- 高 行政が、内浦地区の代表者を紹介。（停留所となる地元スーパーや医療機関、舞鶴市役所の仲介）
- 鯖 地域でまちづくり活動をしている方々を紹介

C 交通事業者（バスやタクシーなどの事業者）

ア 可能な範囲で、統計データの提供に協力する

- 若 町営の公共交通受託事業者から情報提供
- 池 各交通事業者から情報提供可能
- 鯖 タクシー空白地であるこのエリアでの利用数等について情報提供

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 若 三十三地区・明倫地区住民 池 池田町民 高 内浦地区住民 永 志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖 河和田地区住民

ア 住民アンケートや聞き取り調査などに積極的に協力する

- 福 アンケート回収率は約6割で、運転しない人の回答も回答者の約4割程度となり、具体的な運行計画の基本情報として活用
- 若 利用希望者とボランティアドライバー募集のアンケートを実施
- 池 住民と意見交換会を実施
- 高 行政と内浦区長会の連名でアンケートを実施。アンケートの回収率は約6割
- 永 近所や知人などへの積極的な口コミをつうじて移動サービスの紹介とドライバーを募集
- 鯖 まちづくり活動を行う住民を通じて紹介、依頼された住民がヒアリングに協力

イ 身近にいる移動に関して困っている人について、情報を提供する

- 福 運営協議会などで近所の高齢者の情報を交換
- 若 地域づくり協議会や地域の見守り活動から情報収集
- 池 意見交換会や聞き取りにより情報を得る
- 高 区長・民生委員を中心に情報収集
- 永 地域の見守りの雰囲気づくりによって困っている人の情報を得る
- 鯖 無償期間などに登録・利用された方から周りの方に声かけ

- ☑ 困っている人の声を取り組みの大きなきっかけになっていることから、それらをより掘り下げて直接、またより多くの人から話を聞くことが大切
- ☑ 人づての情報収集や情報の拡散も有効



STEP5

STEP6

STEP7

STEP8



STEP5 設計と組み立てその1

サービスの「あたり」をつける

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 支援する困り事を決め、改めて目標と課題を設定する

- 福 運転できない高齢者の通院と買い物を支える
- 若 高齢者の買い物のお出かけを支える
- 池 高校生や高齢者の通学・通勤を支える
- 高 運転できない高齢者の通院と買い物等を支える
- 永 高齢者、児童、生徒の移動を支える
- 鯖 地区内でのちょっとしたお出かけを助け、互助の地域をめざす

イ 「量」と「質」に合った移動手段の候補をあげる

- 福 適当な交通事業者が最寄りに無く、また想定される利用者もそれほど多くないことが見込まれることから、ワンボックスタイプの車両1台、数名の住民ドライバーで十分賄うことができると判断
- 若 隣接した2つの地区に曜日を変えて1台のワンボックス車両を使いまわすことで買い物のおでかけニーズを賄うことは可能
- 池 1台のワンボックスタイプの町所有の車両を導入
- 高 1台のワンボックスタイプの町所有の車両を導入し、地区に無償貸与
- 永 自動車販売店による支援を受けたリース車両を使用
- 鯖 利用頻度やフットワークなどを鑑みて自家用車を活用

ウ 関係者に移動手段の候補を示し、意見を聞く

- 高 区長・民生委員の方に意見を聴取
- 永 自治体、各団体と協議
- 鯖 単発的にこの制度を利用するだけでなく、公共交通との連携やケース別での利用などを提示

B 自治体（市町村の担当者） 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 地域の将来像や、交通ネットワークの状況を踏まえた助言をする

- 福 高齢者の外出機会をできるだけ増やし、地域の活力を維持する通院、買い物以外の多様な利用方法についても提案
- 池 地域公共交通会議の場などで議論
- 高 地域公共交通会議の場などで議論
- 鯖 交通以外のボランティア活動への仕掛けやコミュニティバスとの連携

C 交通事業者（バスやタクシーなどの事業者）

ア 協力する際の条件を提示する

- 池 地域公共交通会議の場などで議論
- 高 地域公共交通会議の場などで議論
- 鯖 地域公共交通会議の場などで議論

イ 交通事業者として、どのような資源を提供できるか検討し、提案する

- 鯖 タクシー事業者が理事内にいるので定期打合せ時に発案・検討

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 若 三十三地区・明倫地区住民 池 池田町民 高 内浦地区住民 永 志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖 河和田地区住民

ア 車両の提供や、ドライバーとしての協力など、可能な形で協力する

- 福 自治体からの車両の無償貸与のため住民のマイカー使用は不要であるが、ドライバーは住民が担う（ただし現役世代はなかなか協力が難しい）
- 若 無償ドライバーとして住民が参加
- 池 有償ドライバーとして住民が参加
- 高 有償ドライバーとして住民が参加
- 永 有償ドライバーとして住民が参加
- 鯖 有償ドライバーとして住民が参加

- ☑ 事前調査などから得られたニーズを一定程度満たすことができるようなサービスをまずは確実に提供できるようなものにするのが重要

STEP6 設計と組み立てその2

具体的なサービスの設計

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 各狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 中心メンバーと専門家などで協力体制を構築する

- 福 運営協議会と自治体職員、大学の研究者の間で話し合う機会を随時設定
- 高 行政との協議の結果、内浦地区に運行主体となる一般社団法人内浦ぐるりん倶楽部を設立
- 永 地区の振興連絡協議会が主体
- 鯖 運行主体である一般社団法人地域公共交通鯖江を設立

イ 地域の資源をどう活用するかを検討し、具体的なサービスを定める

- 福 住民アンケートの分析結果をもとに、平日週3日で朝・午後の各1回運行を決定（予約有りの時のみ運行するデマンド型）。使用する車両は市から無償貸与
- 若 ドライバーをできるだけ多く確保し、ドライバー担当は月1回ぐらいが目安
- 高 地区を3つの方面に分けし、各方面ごとに目的地すべてを回る「ぐるりん号」と買い物だけを済ますための「ささと買い物号」の2種類のバスを定時定路線運行
- 永 地区住民の自宅から町内の目的地までをデマンド運行
- 鯖 ドライバーを地域の中から選出するにあたり募集を実施

ウ 制度や規制に関し、専門家の意見をあおぐ

- 福 主に自治体職員を通じて確認
- 高 主に自治体職員を通じて確認（自治体職員は、国土交通省、舞鶴市に確認）
- 永 自治体等を通じ確認
- 鯖 自治体や運輸局に相談

B 自治体（市町村の担当者） 福井市 各狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 求めに応じて話し合いに参加し、意見を述べる

- 福 自治会輸送活動モデル事業の素案を提示し、次年度からの事業取り組みの意向を照会
- 高 一般社団法人の定期会議に参加、LINE アプリにより日々のコミュニケーションに参加
- 鯖 他地域の事例など、参考になるものを提示し協議する

イ 住民による取り組みに対して必要な支援をする

- 福 補助事業による費用面のサポートを提示
- 池 ワンボックスの車両を新規に購入
- 高 ワンボックスの車両を運行主体に無償貸与
- 永 自動車販売店による支援を受けたリース車両を提供

C 交通事業者（バスやタクシーなどの事業者）

ア 求めに応じて話し合いに参加し、意見を述べる

- 鯖 運行に関するサポート実施

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 各三十三地区・明倫地区住民 池田町民 高内浦地区住民 永志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖河和田地区住民

ア 求めに応じて話し合いに参加し、意見を述べる

- 高 一般社団法人の理事である区長に意見集約

- ☑ 確保できる車両、ドライバー、資金のバランスを考慮し、無理のない計画づくりが重要





STEP7

STEP8



STEP7 設計と組み立てその3

実施体制を構築する

A 実施主体 (その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志)

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 若狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア サービス実施にかかる費用と得られる収入を考える

- 福 費用 (ガソリン代、ドライバーへの謝礼、車両清掃代) を収入 (実費負担分、自治会補助) で賄う
- 若 ガソリン代・協力金として利用者が 100 円～ 200 円を負担
- 池 料金は大人 1,000 円、小学生 500 円、小学生未満は無料
- 高 毎回の利用料金は無料とするが、運営費は町からの補助および地区の地元負担 (現状、区の世帯数割としている)
- 永 料金は大人 300 円、中学生以下 50 円、定期券 1 ヶ月 4,000 円
- 鯖 費用 (オペレーター料金・管理費用・アプリ利用料・ドライバー報酬)、収入 (運行代・補助金)

イ 収支として成り立つかを考える

- 福 車両購入費や修理点検費等は自治体負担。それ以外の部分で収支はほぼ均衡
- 若 ガソリン代・協力金だけでは不足するので不足分は地域づくり協議会が負担
- 池 必ずしも収支均衡をめざさず
- 高 必ずしも収支均衡をめざさず
- 永 必ずしも収支均衡をめざさず
- 鯖 収支均衡を目指しつつも単体では難しいことを自覚。自治体に協力を依頼

ウ 継続して運営するための体制を構築する

- 福 自治会が中核となり継続的に運営
- 若 地域づくり協議会の傘下
- 池 町が運行管理
- 高 地区区長会を母体とする一般社団法人を設立 (運行管理、運転、法人管理機能を具備)
- 永 地区振興連絡協議会を母体とし、まちづくり株式会社と連携して運営
- 鯖 一般社団法人地域公共交通鯖江が運営

B 自治体 (市町村の担当者) 福井市 若狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 自治体の政策の中で、サービスの位置づけを検討する

- 福 既存の交通空白地解消のために不可欠な共助型の地域交通
- 若 自治体全域 (一部を除く) をカバーする町営のデマンド交通サービスを補完する地域独自の自発的な取り組み
- 池 バス路線廃止代替となる町外への通勤通学の重要路線
- 高 町のデマンド交通では賄いきれない地区特有のニーズに合ったきめ細かな移動手段の確保
- 鯖 タクシー空白地解消、高齢者の移動手段の確保

イ 財政支援や、活用可能な助成制度の案内をする

- 福 集落輸送活動支援モデルの適用
- 若 国の買い物弱者対策補助金の活用
- 池 町内を循環する既存の住民バス同様の扱い
- 高 町からの補助を実施
- 鯖 補助金を交付

C 交通事業者 (バスやタクシーなどの事業者)

ア 事業者として、提供するサービスの内容と運賃を検討する

- 福 自治会が中核なので継続的に運営
- 若 地域づくり協議会の傘下
- 池 町が運行管理
- 高 地区長会を母体とし一般社団法人を運営
- 永 地区振興連絡協議会を母体とし、まちづくり株式会社と連携して運営
- 鯖 地域公共交通会議にて協議

D 住民 (対象地域の住人)

福 高須町自治会員 若 三十三地区・明倫地区住民 池 池田町民 高 内浦地区住民 永 志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖 河和田地区住民

ア 有償・無償ボランティア活動など、可能な範囲で協力を申し出る

- 福 自治会会計からドライバーには謝礼を支出
- 若 ドライバーは無報酬。ドライバーは月 1 回程度を担当
- 池 ドライバーは有償。1 回の運行が長距離となるので平日は 2 人で交互に運行
- 高 ドライバーは有償。1 日 2 台運行のため、平日 2 人体制
- 永 ドライバーは町の期間任用職員として有償で半日勤務
- 鯖 有償ドライバーとして参加・協力

- ☑ 自治会が中心となって、車両、ドライバー、運行管理をすべて賄うタイプや、ドライバーは地元住民から募り、運行管理は行政や地域の団体 (法人格なしの任意団体や社団法人など) が関与するタイプまで、地域の実情に合わせて実施体制が構築されている

STEP8 実施後の評価 取り組みの評価と改善

A 実施主体（その地域の住民、自治体職員、交通事業者など有志）

福井市「高須町自治会輸送活動運営協議会」 各狭町「明倫買い物クラブ・みそみ買い物メイト」 池田町
高浜町「内浦ぐるりん倶楽部」 永平寺町「志比北振興連絡協議会」 鯖江市河和田地区「地域公共交通鯖江」

ア 想定した目標にどこまで対応できているかを定期的に確認する

- 福 毎年夏に実施主体、自治体職員、大学研究者が集まり、前年度報告と今後に向けた意見交換を実施
- 福 利用者数などの目標はとくに立てていないが、実際に利用が見込まれそうな方々の利用があるか否かを参考にする
- 福 運行当初から比べると運行回数、利用者数は減少しているが、人口減少を踏まえると必要な人のニーズはある程度賅っている
- 若 利用者数などの目標はとくに立てず、買い物送迎を必要とする人がいる限り継続する
- 高 内浦地区区長会（一般社団法人内浦ぐるりん倶楽部理事会と同時開催）および地域公共交通会議で状況報告
- 永 ドライバー意見交換会で確認
- 鯖 地域公共交通会議で状況を報告

イ 評価の結果、継続するか中止するか、改善するかを決定する

- 福 ニーズがあり、自治体からのサポートがある限り、自治会が主となって継続
- 高 ニーズがある限り、団体が主となり事業を継続する
- 永 自治体、各団体等で協議し決定
- 鯖 地域公共交通会議での意見と地域からのニーズにより必要性が決定し、継続かの判断を実施

B 自治体（市町村の担当者） 福井市 各狭町 池田町 高浜町 永平寺町 鯖江市

ア 実施されたサービスについての意見を伝える

- 福 自治体主体のニーズに寄り添った事業の継続を自治体として今後も支援
- 高 今後も地域（団体）主体事業の継続を自治体として支援
- 鯖 自治体として側面支援をしながら交通空白地での課題解決に向けて助力

イ 住民への周知などの支援を検討する

- 福 実施主体に委ねる
- 池 町の広報誌で情報提供
- 高 町の広報誌で情報提供
- 永 利用案内等で情報提供
- 鯖 全戸回覧板などで周知活動。市の広報誌で情報提供

C 交通事業者（バスやタクシーなどの事業者）

ア 実施されたサービスについての意見を伝える

- 高 地域公共交通会議で状況を報告
- 鯖 地域公共交通会議で状況報告を行い意見を頂く

D 住民（対象地域の住人）

福 高須町自治会員 各三十三地区・明倫地区住民 池田町民 高内浦地区住民 永志比北地区・鳴鹿山鹿地区住民 鯖河和田地区住民

ア 実施されたサービスについての意見を伝える

- 福 移動中の利用者の会話から意見を収集
- 若 店までの10分間の間に利用者の話を聞ける。またこれを大切にする
- 高 一般社団法人内浦ぐるりん倶楽部理事が各11区の区長であるため、理事会で意見を報告
- 永 移動中に利用者から意見を聴取
- 鯖 定期的に利用者アンケートを実施したり、直接ヒアリングを実施

イ 自分たちでできることを考える

- 福 移動中の利用者の会話から意見を収集
- 若 店までの10分間の間に利用者の話を聞けるのでこれを大切にする
- 高 車内での会話など、コミュニケーションを大切にする
- 永 ドライバー意見交換会で協議
- 鯖 点から点への移動手段の提供だけでなく、他の手段との組み合わせによる移動イメージを伝える事で生活満足度が高くなるように案内をしていく

- ☑ ボランティアでの取り組みでは、とくに利用数の目標を定めるというよりは、困り事を持つ人がいる限りはできる限りサービスを提供していきたいという使命感が勝っている場合が多い



事例にみる仕組みと仕掛けのポイント

STEP 1

●移動に困っていること、またその理由は何かを知る

▶多くは買い物や病院への通院に不便というもの。それらの目的地、公共交通の有無とルートや乗降場所、運行ダイヤ、運行車両、時刻表などに問題がないかを探ることから始まります。

●目指す姿と取り組むべき課題を意識する

▶理想に向かって当面はどのあたりまでを目指すのかを考え、まずは定性的でも構わないので共有可能な目標を定めることが大切です。

●移動サービスの提供にどのように関わるのかを考える

▶取り組みの肝となる部分であり、自分たちがどのようにまたどの程度関わっていくのかについて具体的なイメージを持つことが大切です。

STEP 2

●移動手段にはさまざまなものがあることを知る

▶従来の公共交通はもちろん、タクシーや個人所有の車を含むさまざまな形の移動手段が候補として考えられます。地域の移動ニーズに合うものはどれかを探ってみることが大切です。

●適切な移動手段を選択する

▶既存の交通手段を確認し、プロの交通事業者に任せるかあるいはその他（自家用車等）によるものとするかを考えることが大切です。

STEP 3

●身近な問題として共感を得て共鳴する

▶身近に移動で困っている人がいることをできるだけ丁寧に多くの人に直接聞いたり見たりしてもらえる機会をつくるのが大切です。

●協力の形はいろいろであることを伝える

▶直接的な協力のみならず間接的な協力、また大きなものから小さなものまであらゆる協力の形を探ることが期待されます。またそれらを見える化することも有効です。

STEP 4

●困っている人の実態を量と質の両面で把握する

▶困っている人の全容を理解するためには、その数と具体的な内容の把握が不可欠です。困り事を直接聞くことはとくに有効ですが、グループでのインタビューや困り事を持つ人に近い人からの見聞も有効です。

STEP 5

●移動の困り事に対する支援の程度と方向性を示す

▶活用できる地域の資源をもとに実現できそうな移動サービスのレベルを決めていくことが重要です。対応するサービスと対応しない（できない）サービスのある程度見極めておくことも大切です。

STEP 6

●めざす移動サービスに必要な要素を整理し、バランスを考えながら優先順位をつける

▶移動サービスの具体的な内容を決めていくための関係者間の十分な議論が不可欠です。まずはできる範囲で無理なく始めることが肝要です。

STEP 7

●取り組みの実施に必要な諸条件を満足させる

▶とくに財源の確保は重要で、事業の実施に最低限必要な額を見積もるとともに、不測の事態にも備えるため一定の余裕幅を持たせておくことが安心です。またサービス安定化のために事務局を明確にしておくことも大切です。

STEP 8

●定期的な評価と逐次改善によりブラッシュアップする

▶当初の目的の達成度合いをその内容や目標値に照らして確認することが大切です。無理のない持続的な活動のために振り返りは欠かせません。

交通空白地有償運送 新規登録提出書類一覧

令和5年3月時点

様式	提出書類
1 様式第1-1号	自家用有償旅客運送の登録の申請 印紙貼付用紙（新規登録用）収入印紙 15,000 円を貼り付け（市町村が実施する場合は不要）
2 様式任意	定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿（市町村が実施する場合は不要）
3 様式任意	路線図（会議資料等）
4 様式第3号	宣誓書（市町村が実施する場合は不要）
5 様式第1-5号	公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類 （公共交通会議等から発行された対価の書類も添付）
6 参考様式第イ号	自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧
7 様式任意	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（車検証等）
8 様式第4号	運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿、（参考様式第ロ号）
9 様式任意	自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類 （運転免許証等（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、様式第5号の提出でも可））
10 様式第6号	運行管理の責任者 就任承諾書
11 様式第7号	運行管理の体制等を記載した書類
12 (様式第8号)	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 （事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、様式第9号の提出でも可）



新規登録提出書類データ

様式第1-1号
(年号) 年 月 日

中部運輸局 福井運輸支局長 殿

名 称 一般社団法人 おでかけふくい
住 所 福井県○○市○○町1-1
代表者の氏名 代表理事 福井 太郎

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
一般社団法人 おでかけふくい
福井県○○市○○町1-1
代表理事 福井 太郎

2. 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

路線で運行する場合

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線	起 点	主たる經過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
福井県○○市○○地区	○○市全域を運行できるものとするが、運行の起点あるいは終点が○○地区とする

区域(エリア)で運行する場合

中部運輸局福井運輸支局長 殿

様式第3号

宣 誓 書

当法人における役員の実務の全員の、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称 一般社団法人 おでかけふくい
住 所 福井県○○市○○町1-1
代表者の氏名 代表理事 福井 太郎

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
一般社団法人 おでかけふくい	福井県○○市○○町1-1

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車(軽)	合 計
一般社団法人 おでかけふくい	保有		(0)	
	持込	*	3 (1)	3 (1)
	合計		3 (1)	3 (1)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること
事業用自動車については、*欄に記載すること

ポランテア個人等が車検証上の使用者となっている車両を、持ち込んで使用することが可能。ただし、自動車の使用者との使用承諾書等を交わす必要がある。

6. 運送しようとする旅客の範囲

市内外を問わず利用委員会申込書を提出した者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)
大人1乗車300円、小中学生1乗車50円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通協議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

市町で開催される会議

中部運輸局 福井運輸支局長 殿

様式第1-5号

市町の公共交通協議で協議が調ったのちに作成

(年号) 年 月 日

地域公共交通協議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通協議等において、一般旅客自動車運送事業者によるものが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通協議等の名称及び対象市町村

(名 称) ○○市地域生活交通活性化会議

(対象市町村) ○○市

3. 地域公共交通協議等にて協議が調った年月日

令和○年○月○日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

一般社団法人 おでかけふくい

福井県○○市○○町1-1

代表理事 福井 太郎

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

福井県○○市○○地区

(2) 旅客から收受する対価(対価の内容を添付すること)

大人1乗車300円、小中学生1乗車50円

(3) 運送しようとする旅客の範囲

市内外を問わず利用委員会申込書を提出した者

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

○○市地域生活交通活性化会議 会長 ○○ ○○

※地域公共交通協議等が設置されていない場合は、対象市町村の長



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 **一般社団法人 おでかけふくい**

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1	福井000あ0000	5人	福井 五郎	福井 五郎	
2	福井000い0001	4人	坂井 花子	坂井 花子	
3	福井000う0002	5人	鱈江 三郎	鱈江 三郎	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 **一般社団法人 おでかけふくい**

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	福井 五郎	福井市〇〇〇〇	普通	二種	
2	坂井 花子	福井市〇〇〇〇	普通	二種	
3	鱈江 三郎	福井市〇〇〇〇	普通	二種	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（**一般社団法人 おでかけふくい**）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	福井 五郎	福井市〇〇〇〇	普通	二種
2	坂井 花子	福井市〇〇〇〇	普通	二種
3	鱈江 三郎	福井市〇〇〇〇	普通	二種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
 ※ 第2種運転免許を有しない者については、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

一種の場合は、交通空白地有償運送等運転者講習を受講し、修了証の写しを添付する。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（**一般社団法人 おでかけふくい**）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

(年号) 年 月 日

住 所 **福井県〇〇市〇〇〇〇**
 氏 名 **福井 次郎**

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5面以上配置する事務所の運行管理の責任者については、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者は、20台ごと1人選任する必要がある。(運行管理者の資格を有する者を選任する場合は40台ごと。)

様式第7号

運送の主体(申請者名) **一般社団法人 おでかけふくい**

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (**一般社団法人 おでかけふくい**)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	福井 次郎	福井県〇〇市〇〇〇			

> 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5面以上配置する事務所の運行管理の責任者については、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

> 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

> 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。

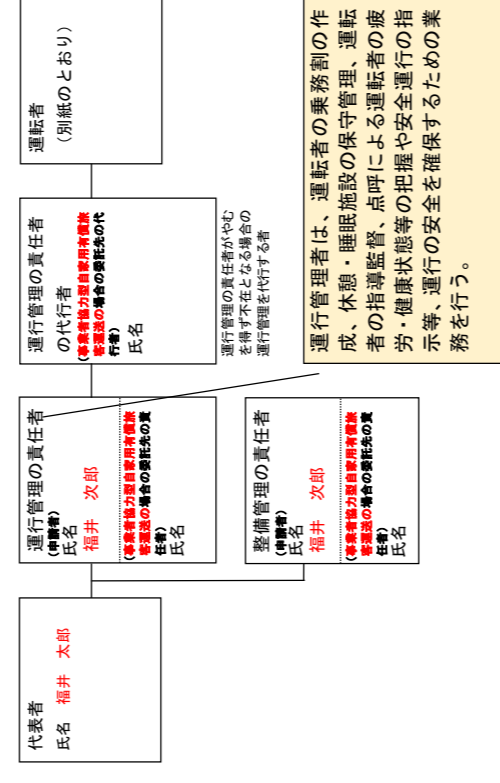
> 事業者協力型自家用者旅旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

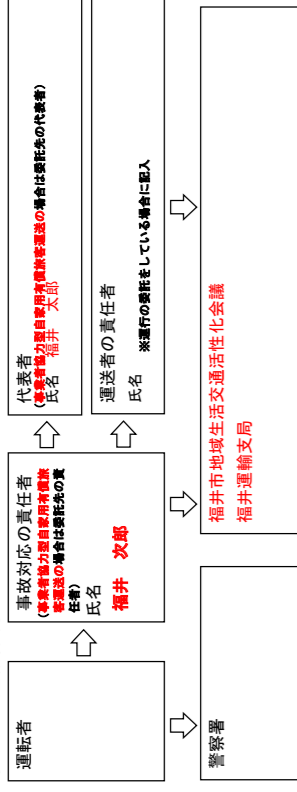
No	氏名	住所	協力
1	福井 次郎	福井県〇〇市〇〇〇〇	

> 事業者協力型自家用者旅旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

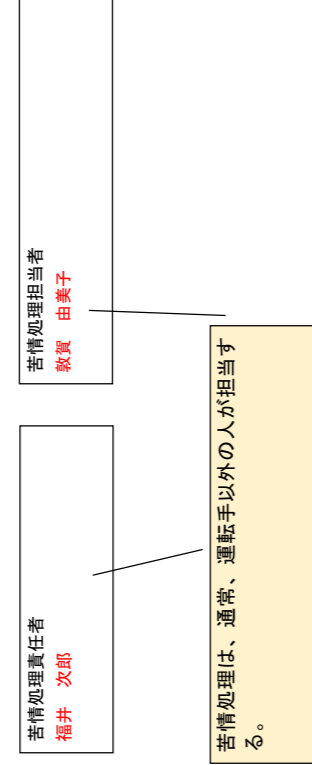
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

中部運輸局福井運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険(共済)の種類	補償金額
対人保険(共済)	(無制限・〇〇〇万円)
対物保険(共済)	(無制限・〇〇〇万円)

(年号) 年 月 日

名 称 一般社団法人 おでかけふくい
住 所 福井県福井市大手3丁目17-1
代表者の氏名 代表理事 福井 太郎